

平成 29 年度農地中間管理事業評価

平成 30 (2018) 年 6 月 20 日
農地中間管理機構評価委員会

1. 貸借実績について

県の担い手への農地集積の状況調査によると、平成 29 年度に担い手に集積された面積は 62,857ha であり、担い手への利用集積率は 51%と初めて5割を超えた。

このうち機構を活用した面積は 4,013ha、平成 29 年度の増加面積は 1,482ha であり、全国順位も上昇し、本県における機構事業の活用は着実に伸びていると言える。

また、機構事業の活用までは至っていないものの、今まで取り上げられなかった地域において地域集積についての話し合いが実施されるなど、啓発普及の効果が確実に現れており、機構事業推進が県全体の農地の流動化を活発化させていると思われる。

2. 事業の推進について

機構では、70団体に相談窓口を設置、39 団体と業務委託契約を締結し事業の推進を図っているが、市町毎の取り組みには温度差があるのが現状である。取り組みの少ない市町については、今後とも積極的な働きかけが必要である。今年度より物納を実施しているが、米価の下落にも対応できるので評価できる。

また、当初から課題である機構の事務手続きの煩雑さ等については、国においても機構法施行後5年目の見直しに向けて、事業推進上の課題を検討していると聞いており、機構としては今後も機構事業のメリットを残しつつ、事務の簡素化を図られるよう要望をしていくべきである。

3. 今後の課題等について

県では、平成 30 年度人・農地プラン重点推進方針及び農地中間管理事業推進方針の中で、農地利用最適化推進委員と連携した「人・農地プラン」の話し合いの促進と新たな担い手の確保育成と共に、農業農村整備事業による大区画化・汎用化と土地利用型園芸作物の導入等を機構事業の活用により推進することとしている。

機構事業と人・農地プランとのさらなる連携強化を図り、人・農地プランに準じた流動農地に関しては機構事業の事務手続き等を省略化、短縮化できるようにする措置等を工夫することにより、市町の役割をより明確化することができるのではないかと。

また、今後、相続問題は避けて通れず、非農家や県外の方が相続するケースがますます増えてくると思われ、未相続や相続放棄等も含め、相続に関する情報を取り扱う関係機関で情報が共有できるシステムの構築等、契約農地の相続対策を強化する必要がある。また、非農家や県外の相続人が増大することから、契約の調整を円滑に行うためには、過去に廃止された標準小作料のような公的機関が賃料の目安を示すような仕組みが必要となるのではないかと。

4. 総合評価

機構事業の本来の目的は、担い手へ集積を進めるための手段であり、目的ではない。様々な選択肢から地域の実情に応じ、最終的には担い手がやりやすい集積・集約化を進められるような体制を、関係機関等が横に連携を図り確立させることが重要である。